

別表 1 家計簿 A・B

平成 21 年				平成 16 年				変更理由																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>口座自動振替による支払</p> <p>「1」～「29」以外のものについては、「支払内訳」の種類、品目別に今月の支払額を記入してください。 クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「カード払い掛買い月賦、欄に」を記入してください。 「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払内訳 (種類 品名等)</th> <th>カード払い 掛買い 月 賦</th> <th>今月の支払額 (円)</th> <th>総務省 統計局 記入欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 電気料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>430</td></tr> <tr><td>2 都市ガス料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>431</td></tr> <tr><td>3 プロパンガス料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>432</td></tr> <tr><td>4 水道料金 (月～ 月分)</td><td></td><td></td><td>440</td></tr> <tr><td>5 NHK放送受信料 (月～ 月分)</td><td></td><td></td><td>88A</td></tr> <tr><td>6 ケーブルテレビ受信料 <small>インターネット接続料を含む</small> (月分)</td><td></td><td></td><td>X88</td></tr> <tr><td>7 <small>インターネット接続料を含まない</small> (月分)</td><td></td><td></td><td>88B</td></tr> <tr><td>8 その他の受信料 () (月分)</td><td></td><td></td><td>880</td></tr> <tr><td>9 インターネット接続料 (月分)</td><td></td><td></td><td>88Y</td></tr> <tr><td>10 固定電話料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>762</td></tr> <tr><td>11 携帯電話料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>(763)</td></tr> <tr><td>12 <small>うち他社代行請求分 (有料サイト利用料等)</small> () (月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13 <small>うち機器代金分割支払分 (電話機代金等)</small> () (月分)</td><td></td><td></td><td>084</td></tr> <tr><td>14 <small>一般的な中央・地方新聞 (英字 スポーツ紙を含む)</small> (月分)</td><td></td><td></td><td>850</td></tr> <tr><td>15 <small>業界紙など</small> (月分)</td><td></td><td></td><td>859</td></tr> <tr><td>16 住宅ローンの返済 (月分)</td><td></td><td></td><td>088</td></tr> <tr><td>17 家 賃 (月分)</td><td></td><td></td><td>400</td></tr> <tr><td>18 共益費又は管理費 (月分)</td><td></td><td></td><td>973</td></tr> <tr><td>19 月極駐車場料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>75X</td></tr> <tr><td>20 学校給食費 () (月分)</td><td></td><td></td><td>39X</td></tr> <tr><td>21 学校授業料 () (月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22 P T A 会 費 () (月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23 学校教材費 () (月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24 国民年金掛金 (月分)</td><td></td><td></td><td>073</td></tr> <tr><td>25 国民健康保険料 (月分)</td><td></td><td></td><td>074</td></tr> <tr><td colspan="3">合 計</td><td>040</td></tr> </tbody> </table>				支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛買い 月 賦	今月の支払額 (円)	総務省 統計局 記入欄	1 電気料金 (月分)			430	2 都市ガス料金 (月分)			431	3 プロパンガス料金 (月分)			432	4 水道料金 (月～ 月分)			440	5 NHK放送受信料 (月～ 月分)			88A	6 ケーブルテレビ受信料 <small>インターネット接続料を含む</small> (月分)			X88	7 <small>インターネット接続料を含まない</small> (月分)			88B	8 その他の受信料 () (月分)			880	9 インターネット接続料 (月分)			88Y	10 固定電話料金 (月分)			762	11 携帯電話料金 (月分)			(763)	12 <small>うち他社代行請求分 (有料サイト利用料等)</small> () (月分)				13 <small>うち機器代金分割支払分 (電話機代金等)</small> () (月分)			084	14 <small>一般的な中央・地方新聞 (英字 スポーツ紙を含む)</small> (月分)			850	15 <small>業界紙など</small> (月分)			859	16 住宅ローンの返済 (月分)			088	17 家 賃 (月分)			400	18 共益費又は管理費 (月分)			973	19 月極駐車場料金 (月分)			75X	20 学校給食費 () (月分)			39X	21 学校授業料 () (月分)				22 P T A 会 費 () (月分)				23 学校教材費 () (月分)				24 国民年金掛金 (月分)			073	25 国民健康保険料 (月分)			074	合 計			040	<p>口座自動振替による支払</p> <p>「1」～「22」以外のものについては、「支払内訳」の種類、品目別に今月の支払額を記入してください。 クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払をしたときには、「カード払い掛買い月賦、欄に」を記入してください。 「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>支払内訳 (種類 品名等)</th> <th>カード払い 掛買い 月 賦</th> <th>今月の支払額 (円)</th> <th>総務省 統計局 記入欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日 1</td><td>電気料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>430</td></tr> <tr><td>日 2</td><td>都市ガス料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>431</td></tr> <tr><td>日 3</td><td>プロパンガス料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>432</td></tr> <tr><td>日 4</td><td>水道料金 (月～ 月分)</td><td></td><td></td><td>440</td></tr> <tr><td>日 5</td><td>NHK放送受信料 (月～ 月分)</td><td></td><td></td><td>88A</td></tr> <tr><td>日 6</td><td>ケーブルテレビ受信料 <small>インターネット接続料を含む</small> (月分)</td><td></td><td></td><td>X88</td></tr> <tr><td>日 7</td><td><small>インターネット接続料を含まない</small> (月分)</td><td></td><td></td><td>88B</td></tr> <tr><td>日 8</td><td>インターネット接続料 (月分)</td><td></td><td></td><td>88Y</td></tr> <tr><td>日 9</td><td>固定電話料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>762</td></tr> <tr><td>日 10</td><td>携帯電話料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>763</td></tr> <tr><td>日 11</td><td>新聞代 <small>一般的な中央・地方新聞 (英字 スポーツ紙を含む)</small> (月分)</td><td></td><td></td><td>850</td></tr> <tr><td>日 12</td><td><small>業界紙など</small> (月分)</td><td></td><td></td><td>859</td></tr> <tr><td>日 13</td><td>住宅ローンの返済 (月分)</td><td></td><td></td><td>088</td></tr> <tr><td>日 14</td><td>家 賃 (月分)</td><td></td><td></td><td>400</td></tr> <tr><td>日 15</td><td>共益費又は管理費 (月分)</td><td></td><td></td><td>973</td></tr> <tr><td>日 16</td><td>月極駐車場料金 (月分)</td><td></td><td></td><td>75X</td></tr> <tr><td>日 17</td><td>学校給食費 () (月分)</td><td></td><td></td><td>39X</td></tr> <tr><td>日 18</td><td>学校授業料 () (月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日 19</td><td>PTA会費・学校教材費 () (月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日 20</td><td>国民年金掛金 (月分)</td><td></td><td></td><td>073</td></tr> <tr><td>日 21</td><td>国民健康保険料 (月分)</td><td></td><td></td><td>074</td></tr> <tr><td>日 22</td><td>保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日 23</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日 24</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日 25</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4">合 計</td><td>040</td></tr> </tbody> </table>				日付	支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛買い 月 賦	今月の支払額 (円)	総務省 統計局 記入欄	日 1	電気料金 (月分)			430	日 2	都市ガス料金 (月分)			431	日 3	プロパンガス料金 (月分)			432	日 4	水道料金 (月～ 月分)			440	日 5	NHK放送受信料 (月～ 月分)			88A	日 6	ケーブルテレビ受信料 <small>インターネット接続料を含む</small> (月分)			X88	日 7	<small>インターネット接続料を含まない</small> (月分)			88B	日 8	インターネット接続料 (月分)			88Y	日 9	固定電話料金 (月分)			762	日 10	携帯電話料金 (月分)			763	日 11	新聞代 <small>一般的な中央・地方新聞 (英字 スポーツ紙を含む)</small> (月分)			850	日 12	<small>業界紙など</small> (月分)			859	日 13	住宅ローンの返済 (月分)			088	日 14	家 賃 (月分)			400	日 15	共益費又は管理費 (月分)			973	日 16	月極駐車場料金 (月分)			75X	日 17	学校給食費 () (月分)			39X	日 18	学校授業料 () (月分)				日 19	PTA会費・学校教材費 () (月分)				日 20	国民年金掛金 (月分)			073	日 21	国民健康保険料 (月分)			074	日 22	保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)				日 23					日 24					日 25					合 計				040	<p>記入者負担軽減のため、固定項目を追加・変更 (追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の受信料 ・個人住民税 ・固定資産税・都市計画税 <p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話料金 <ul style="list-style-type: none"> 移動電話料金 うち他社代行請求分 うち機器代金分割支払分 ・PTA 会費・学校教材費 <ul style="list-style-type: none"> PTA 会費 学校教材費 ・保険料 (積立・掛け捨て) を 1 行追加 <p>日付欄の廃止</p> <p>1 ページ目の合計欄を廃止</p>
支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛買い 月 賦	今月の支払額 (円)	総務省 統計局 記入欄																																																																																																																																																																																																																																																								
1 電気料金 (月分)			430																																																																																																																																																																																																																																																								
2 都市ガス料金 (月分)			431																																																																																																																																																																																																																																																								
3 プロパンガス料金 (月分)			432																																																																																																																																																																																																																																																								
4 水道料金 (月～ 月分)			440																																																																																																																																																																																																																																																								
5 NHK放送受信料 (月～ 月分)			88A																																																																																																																																																																																																																																																								
6 ケーブルテレビ受信料 <small>インターネット接続料を含む</small> (月分)			X88																																																																																																																																																																																																																																																								
7 <small>インターネット接続料を含まない</small> (月分)			88B																																																																																																																																																																																																																																																								
8 その他の受信料 () (月分)			880																																																																																																																																																																																																																																																								
9 インターネット接続料 (月分)			88Y																																																																																																																																																																																																																																																								
10 固定電話料金 (月分)			762																																																																																																																																																																																																																																																								
11 携帯電話料金 (月分)			(763)																																																																																																																																																																																																																																																								
12 <small>うち他社代行請求分 (有料サイト利用料等)</small> () (月分)																																																																																																																																																																																																																																																											
13 <small>うち機器代金分割支払分 (電話機代金等)</small> () (月分)			084																																																																																																																																																																																																																																																								
14 <small>一般的な中央・地方新聞 (英字 スポーツ紙を含む)</small> (月分)			850																																																																																																																																																																																																																																																								
15 <small>業界紙など</small> (月分)			859																																																																																																																																																																																																																																																								
16 住宅ローンの返済 (月分)			088																																																																																																																																																																																																																																																								
17 家 賃 (月分)			400																																																																																																																																																																																																																																																								
18 共益費又は管理費 (月分)			973																																																																																																																																																																																																																																																								
19 月極駐車場料金 (月分)			75X																																																																																																																																																																																																																																																								
20 学校給食費 () (月分)			39X																																																																																																																																																																																																																																																								
21 学校授業料 () (月分)																																																																																																																																																																																																																																																											
22 P T A 会 費 () (月分)																																																																																																																																																																																																																																																											
23 学校教材費 () (月分)																																																																																																																																																																																																																																																											
24 国民年金掛金 (月分)			073																																																																																																																																																																																																																																																								
25 国民健康保険料 (月分)			074																																																																																																																																																																																																																																																								
合 計			040																																																																																																																																																																																																																																																								
日付	支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛買い 月 賦	今月の支払額 (円)	総務省 統計局 記入欄																																																																																																																																																																																																																																																							
日 1	電気料金 (月分)			430																																																																																																																																																																																																																																																							
日 2	都市ガス料金 (月分)			431																																																																																																																																																																																																																																																							
日 3	プロパンガス料金 (月分)			432																																																																																																																																																																																																																																																							
日 4	水道料金 (月～ 月分)			440																																																																																																																																																																																																																																																							
日 5	NHK放送受信料 (月～ 月分)			88A																																																																																																																																																																																																																																																							
日 6	ケーブルテレビ受信料 <small>インターネット接続料を含む</small> (月分)			X88																																																																																																																																																																																																																																																							
日 7	<small>インターネット接続料を含まない</small> (月分)			88B																																																																																																																																																																																																																																																							
日 8	インターネット接続料 (月分)			88Y																																																																																																																																																																																																																																																							
日 9	固定電話料金 (月分)			762																																																																																																																																																																																																																																																							
日 10	携帯電話料金 (月分)			763																																																																																																																																																																																																																																																							
日 11	新聞代 <small>一般的な中央・地方新聞 (英字 スポーツ紙を含む)</small> (月分)			850																																																																																																																																																																																																																																																							
日 12	<small>業界紙など</small> (月分)			859																																																																																																																																																																																																																																																							
日 13	住宅ローンの返済 (月分)			088																																																																																																																																																																																																																																																							
日 14	家 賃 (月分)			400																																																																																																																																																																																																																																																							
日 15	共益費又は管理費 (月分)			973																																																																																																																																																																																																																																																							
日 16	月極駐車場料金 (月分)			75X																																																																																																																																																																																																																																																							
日 17	学校給食費 () (月分)			39X																																																																																																																																																																																																																																																							
日 18	学校授業料 () (月分)																																																																																																																																																																																																																																																										
日 19	PTA会費・学校教材費 () (月分)																																																																																																																																																																																																																																																										
日 20	国民年金掛金 (月分)			073																																																																																																																																																																																																																																																							
日 21	国民健康保険料 (月分)			074																																																																																																																																																																																																																																																							
日 22	保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)																																																																																																																																																																																																																																																										
日 23																																																																																																																																																																																																																																																											
日 24																																																																																																																																																																																																																																																											
日 25																																																																																																																																																																																																																																																											
合 計				040																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>口座自動振替による支払(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払内訳 (種類 品名等)</th> <th>カード払い 掛買い 月 賦</th> <th>今月の支払額 (円)</th> <th>総務省 統計局 記入欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>26 個人住民税 (月～ 月分)</td><td></td><td></td><td>075</td></tr> <tr><td>27 固定資産税・都市計画税</td><td></td><td></td><td>071</td></tr> <tr><td>28 保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29 保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>51</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>52</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="3">合 計</td><td>040</td></tr> </tbody> </table>				支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛買い 月 賦	今月の支払額 (円)	総務省 統計局 記入欄	26 個人住民税 (月～ 月分)			075	27 固定資産税・都市計画税			071	28 保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)				29 保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)				51				52				合 計			040	<p>口座自動振替による支払(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>支払内訳 (種類 品名等)</th> <th>カード払い 掛買い 月 賦</th> <th>今月の支払額 (円)</th> <th>総務省 統計局 記入欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日 26</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日 27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>日 52</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4">合 計</td><td>040</td></tr> </tbody> </table>				日付	支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛買い 月 賦	今月の支払額 (円)	総務省 統計局 記入欄	日 26					日 27					日 52					合 計				040																																																																																																																																																																																											
支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛買い 月 賦	今月の支払額 (円)	総務省 統計局 記入欄																																																																																																																																																																																																																																																								
26 個人住民税 (月～ 月分)			075																																																																																																																																																																																																																																																								
27 固定資産税・都市計画税			071																																																																																																																																																																																																																																																								
28 保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)																																																																																																																																																																																																																																																											
29 保険料(積立・掛け捨て) (, 月分)																																																																																																																																																																																																																																																											
51																																																																																																																																																																																																																																																											
52																																																																																																																																																																																																																																																											
合 計			040																																																																																																																																																																																																																																																								
日付	支払内訳 (種類 品名等)	カード払い 掛買い 月 賦	今月の支払額 (円)	総務省 統計局 記入欄																																																																																																																																																																																																																																																							
日 26																																																																																																																																																																																																																																																											
日 27																																																																																																																																																																																																																																																											
日 52																																																																																																																																																																																																																																																											
合 計				040																																																																																																																																																																																																																																																							

別表1 家計簿 A・B

平成 21 年

家計簿 A・B

現物(現物支給, もらい物, 自家産, 自分の店の商品)

現物とは、勤め先から支給された定期券、よそからのもらい物、自家産の野菜や自分の店の商品などを家計用として使った場合をいいます。
贈答、見舞い、接待などの用途は、品名の後にそのことを明記してください。
「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

日付	品名及び用途	現物				金額 (市価見積額) (円)	総務 計入 省局 備考
		1 現 物 支 給	2 も ら い 物	3 自 家 産	4 自 分 の 店 の 商 品		
日 1		1	2	3	4		
日 2		1	2	3	4		

右の該当する番号を で 囲んでください

家計簿 A

クレジットカード, 掛買い, 月賦, 電子マネーによる購入

掛買いで購入した場合は、「1」(一括払い購入)を、月賦で購入した場合は、「2」(分割払い購入)を「」で囲んでください。
掛買い、月賦で購入したときの金額は、購入金額の総額を記入してください。
掛買いや月賦の支払、頭金や手付金の支払は、ここには記入しないでください。(口座自動振替による支払の場合は、「」(口座自動振替による支払)に、現金の場合は、「」(現金収入又は現金支出)に記入してください。)
プリペイド(前払い)方式の電子マネーにクレジットによるチャージを行った場合や、オートチャージが行われた場合は、「1」(一括払い購入)を「」で囲み、品名及び用途欄に「電子マネーにチャージ」又は「電子マネーにオートチャージ」と記入し、金額欄に金額を記入してください。
プリペイド(前払い)方式の電子マネーで商品・サービスを購入したときは、「3」(電子マネー)を「」で囲み、品名、金額を記入してください。
ポストペイ(後払い)方式の電子マネーで商品・サービスを購入したときは、「1」(一括払い購入)を「」で囲み、品名、金額を記入してください。
「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

品名及び用途 支払方法	1 一 括 払 い 購 入	2 分 割 払 い 購 入	3 電 子 マ ネ ー	金額 (円)	総務 計入 省局 備考
1	1	2	3		

右の該当する番号を で 囲んでください

家計簿 B

クレジットカード, 掛買い, 月賦, 電子マネーによる購入

支払方法
掛買いで購入した場合は、「1」(一括払い購入)を、月賦で購入した場合は、「2」(分割払い購入)を「」で囲んでください。
掛買い、月賦で購入したときの金額は、購入金額の総額を記入してください。
掛買いや月賦の支払、頭金や手付金の支払は、ここには記入しないでください。(口座自動振替による支払の場合は、「」(口座自動振替による支払)に、現金の場合は、「」(現金収入又は現金支出)に記入してください。)
プリペイド(前払い)方式の電子マネーにクレジットによるチャージを行った場合や、オートチャージが行われた場合は、「1」(一括払い購入)を「」で囲み、品名及び用途欄に「電子マネーにチャージ」又は「電子マネーにオートチャージ」と記入し、金額欄に金額を記入してください。
プリペイド(前払い)方式の電子マネーで商品・サービスを購入したときは、「3」(電子マネー)を「」で囲み、品名、金額を記入してください。
ポストペイ(後払い)方式の電子マネーで商品・サービスを購入したときは、「1」(一括払い購入)を「」で囲み、品名、金額を記入してください。

購入地域
東京23区に現住居がある世帯は、現住居がある区で購入した場合は「1」(同じ市町村)を、都内の他の市区町村で購入した場合は「2」(他の市町村(県内))を「」で囲んでください。
「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

品名及び用途 支払方法	1 一 括 払 い 購 入	2 分 割 払 い 購 入	3 電 子 マ ネ ー	金額 (円)	購入地域									総務 計入 省局 備考				
					1 同 じ 市 町 村	2 他 の 市 町 村 (県内)	3 他 の 市 町 村 (県外)	1 一 般 小 売 店	2 コ ン ビ ニ エ ン ス ト ア	3 百 貨 店	4 生 協 店	5 デ イ ス カ ウ ン ト 店	6 通 信 販 売		7 イ ン タ ー ネ ッ ト	8 そ の 他	9 そ の 他	
1	1	2	3		1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9		

右の該当する番号を で 囲んでください

平成 16 年

家計簿 A

クレジットカード, 掛買い, 月賦による購入又は現物(現物支給, もらい物, 自家産, 自分の店の商品)

掛買いで購入した場合は、「1」(一括払い購入)、月賦で購入した場合は、「2」(分割払い購入)を「」で囲みます。
掛買い、月賦で購入したときの金額は、購入金額の総額を記入してください。
掛買いや月賦の支払、頭金や手付金の支払は、ここには記入しないでください。(口座自動振替による支払の場合は、「」(口座自動振替による支払)に、現金の場合は、「」(現金収入又は現金支出)に記入してください。)
現物とは、勤め先から支給された定期券、よそからのもらい物、自家産の野菜や自分の店の商品などを家計用として使った場合をいいます。
贈答、見舞い、接待などの用途は、品名の後にそのことを明記してください。
「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

品名用途 支払方法	1 一 括 払 い 購 入	2 分 割 払 い 購 入	現物				金額 (現物は市価見積額) (円)	総務 計入 省局 備考
			3 現 物 支 給	4 も ら い 物	5 自 家 産	6 自 分 の 店 の 商 品		
1	1	2	3	4	5	6		
2	1	2	3	4	5	6		
3	1	2	3	4	5	6		
4	1	2	3	4	5	6		

右の該当する番号を で 囲んでください

家計簿 B

クレジットカード, 掛買い, 月賦による購入又は現物(現物支給, もらい物, 自家産, 自分の店の商品)

掛買いで購入した場合は、「1」(一括払い購入)、月賦で購入した場合は、「2」(分割払い購入)を「」で囲みます。
掛買い、月賦で購入したときの金額は、購入金額の総額を記入してください。
掛買いや月賦の支払、頭金や手付金の支払は、ここには記入しないでください。(口座自動振替による支払の場合は、「」(口座自動振替による支払)に、現金の場合は、「」(現金収入又は現金支出)に記入してください。)
現物とは、勤め先から支給された定期券、よそからのもらい物、自家産の野菜や自分の店の商品などを家計用として使った場合をいいます。
贈答、見舞い、接待などの用途は、品名の後にそのことを明記してください。
「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

品名用途 支払方法	1 一 括 払 い 購 入	2 分 割 払 い 購 入	現物				金額 (現物は市価見積額) (円)	購入先 (品名用途、支払方法の欄で「1」又は「2」の番号を で 囲んだ時に記入してください)									総務 計入 省局 備考
			3 現 物 支 給	4 も ら い 物	5 自 家 産	6 自 分 の 店 の 商 品		1 一 般 小 売 店	2 コ ン ビ ニ エ ン ス ト ア	3 百 貨 店	4 生 協 店	5 デ イ ス カ ウ ン ト 店	6 通 信 販 売	7 イ ン タ ー ネ ッ ト	8 そ の 他	9 そ の 他	
1	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
2	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
3	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		

右の該当する番号を で 囲んでください

変更理由

記入者負担軽減のため、平成 16 年の「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物(現物支給, もらい物, 自家産, 自分の店の商品)」欄から「現物」を分割し、「現物(現物支給, もらい物, 自家産, 自分の店の商品)」欄として独立。

電子マネーの使用の実態を把握するため、購入形態に「電子マネー」を追加。

別表1 家計簿B

平成21年

平成16年

変更理由

現金収入又は現金支出

日

現金収入

収入は、税金などが差し引かれる前の総額で、だれの収入か、収入の種類・内訳がわかるように記入してください。

現金支出

収入から差し引かれた控除(税金、社会保険料、財形貯蓄など)の明細がわかるように記入してください。
 「しょう油」、「子供くつ下」、「かぜ薬」などのように個々の品名を具体的に記入してください。
 贈答、見舞い、接待など交際用の支出は、品名の後にその用途を明記してください。
 プリペイド(前払い)方式の電子マネーに現金によるチャージを行ったときは現金支出とみなし、品名及び用途欄に「電子マネーにチャージ」と記入し、現金支出欄に金額を記入してください。

購入地域

東京23区に現住居がある世帯は、現住居がある区で購入した場合は「1」(同じ市町村)を、都内の他の市区町村で購入した場合は「2」(他の市町村(県内))を で囲んでください。

「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

前月からの繰越金		円		050											総計入 省 局 欄
収入の種類又は支出の品名及び用途	現金収入 (預貯金引き出し 借入金を含む) (円)	現金支出 (収入からの控除 預貯金預入れ 借入金返済を含む) (円)	購入地域			購入先						総計入			
			1 同 じ 市 町 村 (県 内)	2 他 の 市 町 村 (県 外)	3 一 般 小 売 店	4 ス ト ア	5 百 貨 店	6 生 協 ・ 買 取 店	7 生 協 ・ 買 取 店	8 生 協 ・ 買 取 店	9 通 信 販 売 ・ イ ン タ ー ネ ッ ト		その他		
1			1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
2			1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
3			1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
4			1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入

日

支払方法

掛買いで購入した場合は、「1」(一括払い購入)を、月賦で購入した場合は、「2」(分割払い購入)を「」で囲んでください。
 掛買い、月賦で購入したときの金額は、購入金額の総額を記入してください。
 掛買いや月賦の支払、頭金や手付金の支払は、ここには記入しないでください。(口座自動振替による支払の場合は、「口座自動振替による支払」に、現金の場合は、「現金収入又は現金支出」に記入してください。)
 プリペイド(前払い)方式の電子マネーにクレジットによるチャージを行った場合や、オートチャージが行われた場合は、「1」(一括払い購入)を「」で囲み、品名及び用途欄に「電子マネーにチャージ」又は「電子マネーにオートチャージ」と記入し、金額欄に金額を記入してください。
 プリペイド(前払い)方式の電子マネーで商品・サービスを購入したときは、「1」(電子マネー)を「」で囲み、品名、金額を記入してください。
 ポストペイ(後払い)方式の電子マネーで商品・サービスを購入したときは、「1」(一括払い購入)を「」で囲み、品名、金額を記入してください。

購入地域

東京23区に現住居がある世帯は、現住居がある区で購入した場合は「1」(同じ市町村)を、都内の他の市区町村で購入した場合は「2」(他の市町村(県内))を で囲んでください。

「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

品名及び用途 支払方法	クレジット 掛 買 い 月 賦 1 一 括 払 い 購 入 2 分 割 払 い 購 入	3 電 子 マ ネ ー	金 額 (円)	購入地域			購入先						総計入 省 局 欄			
				1 同 じ 市 町 村 (県 内)	2 他 の 市 町 村 (県 外)	3 一 般 小 売 店	4 ス ト ア	5 百 貨 店	6 生 協 ・ 買 取 店	7 生 協 ・ 買 取 店	8 生 協 ・ 買 取 店	9 通 信 販 売 ・ イ ン タ ー ネ ッ ト		その他		
1	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
2	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
4	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

現金収入又は現金支出

日

現金収入

収入は、税金などが差し引かれる前の総額で、誰の収入か、収入の種類・内訳がわかるように記入してください。

現金支出

収入から差し引かれた控除(税金、社会保険料、財形貯蓄など)の明細がわかるように記入してください。
 「しょう油」、「子供くつ下」、「かぜ薬」などのように個々の品名を具体的に記入してください。
 贈答、見舞い、接待など交際用の支出は、品名の後にその用途を明記してください。
 「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

前月からの繰越金		円		050											総計入 省 局 欄
収入の種類又は支出の品名及び用途	現金収入 (預貯金引き出し 借入金を含む) (円)	現金支出 (収入からの控除 預貯金預入れ 借入金返済を含む) (円)	購入地域			購入先						総計入			
			1 同 じ 市 町 村 (県 内)	2 他 の 市 町 村 (県 外)	3 一 般 小 売 店	4 ス ト ア	5 百 貨 店	6 生 協 ・ 買 取 店	7 生 協 ・ 買 取 店	8 生 協 ・ 買 取 店	9 通 信 販 売 ・ イ ン タ ー ネ ッ ト		その他		
1			1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
2			1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
3			1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
4			1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は
現物(現物支給、もらい物、自家産、自分の店の商品)

日

掛買いで購入した場合は、「1」(一括払い購入)、月賦で購入した場合は、「2」(分割払い購入)を「」で囲みます。
 掛買い、月賦で購入したときの金額は、購入金額の総額を記入してください。
 掛買いや月賦の支払、頭金や手付金の支払は、ここには記入しないでください。(口座自動振替による支払の場合は、「口座自動振替による支払」に、現金の場合は、「現金収入又は現金支出」に記入してください。)
 現物とは、勤め先から支給された定期券、よそからのもらい物、自家産の野菜や自分の店の商品などを家計用として使った場合をいいます。
 贈答、見舞い、接待などの用途は、品名の後にそのことを明記してください。
 「家計簿の記入のしかた」を参照して記入してください。

品名用途 支払方法	1 一 括 払 い 購 入	2 分 割 払 い 購 入	3 現 物 支 給	4 自 分 の 店 の 商 品	5 自 分 の 店 の 商 品	6 自 分 の 店 の 商 品	金 額 (円)	購入先 (品名・用途・支払い方法の欄で「1」又は「2」 の番号を で囲んだ時に記入してください)									総計入 省 局 欄
								1 同 じ 市 町 村 (県 内)	2 他 の 市 町 村 (県 外)	3 一 般 小 売 店	4 ス ト ア	5 百 貨 店	6 生 協 ・ 買 取 店	7 生 協 ・ 買 取 店	8 生 協 ・ 買 取 店	9 通 信 販 売 ・ イ ン タ ー ネ ッ ト	
1	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
2	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
3	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
4	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7	8	9	

自県内・外別、自市内・外別の消費構造を把握するために、「購入地域」を追加
 (地域別結果において表章)
 ・同じ市町村
 ・他の市町村(県内)
 ・他の市町村(県外)

別表2 耐久財等調査票

平成 21 年	平成 16 年	変 更 理 由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<div style="text-align: center;"> <p>平成 年 全国消費実態調査 耐久財等調査票(案) 平成 年10月末日現在</p> </div> <p style="font-size: small;">指定統計第97号 総務省統計局</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>この調査票の内容は、統計以外の目的、例えば課税などの資料には絶対使用しませんから、ありのままを記入してください。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>(記入のしかた) 数字で記入する欄は、□の枠内に1文字ずつ右の例のように記入してください。 記入には黒の鉛筆を使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。</p> <p style="text-align: center;">数字の記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9</p> <p style="font-size: x-small;">事業用のものは除いてください。また、家計用と事業用で共有している場合で、主として事業用に使用しているものは除いてください。中古で購入した場合やよそからもらった場合は、購入又はもらったときを取得時期とします。</p> <p style="text-align: center;">家具・電気製品等</p> <p>品目ごとに所有総数及び取得時期別所有数を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品 名</th> <th rowspan="2">所有 総数</th> <th colspan="3">取得時期別 所 有 数</th> </tr> <tr> <th>過去 1年以内</th> <th>過去 1年以上 5年以内</th> <th>過去 5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1) 和だんす(作り付けを除く)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>2) 洋服だんす(作り付けを除く)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>3) 茶だんす・食器戸棚</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>4) システムキッチン</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>5) 給湯器(ガス瞬間湯沸器を除く)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>6) 洗濯洗面化粧台</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>7) 温水洗浄便座</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>8) 冷蔵庫(300ℓ未満)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>9) 冷蔵庫(300ℓ以上)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>10) 洗濯機(縦型一体型ドラム式)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>11) 洗濯機(その他)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>12) IHクッキングヒーター</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>13) ルームエアコン</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>14) ピアノ</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>15) ビデオカメラ(デジタルを含む)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>16) カメラ(デジタルカメラを含む)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>17) 薄型テレビ(プラズマ液晶 液晶テレビを含む)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>18) カラーテレビ(ブラウン管)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>19) ビデオレコーダー(ビデオ レコーダーを含む)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>(17)~(21)のうち 地上デジタルテレビ放送対応のもの</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> </tbody> </table> <p>地上デジタルテレビ放送対応の外付けのデジタルチューナーやケーブルテレビ用機器と接続しているものも含みます。</p> <p>品目ごとに所有総数を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>所有 総数</th> <th>品 名</th> <th>所有 総数</th> <th>品 名</th> <th>所有 総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>21) 整理だんす(作り付けを除く)</td><td>□</td><td>28) じゅうたん(購入価格が5万円以上)</td><td>□</td><td>35) 電動ミシン</td><td>□</td></tr> <tr><td>22) 鏡 台(ドレッサー)</td><td>□</td><td>29) 電気マッサージチェア</td><td>□</td><td>36) 太陽熱温水器</td><td>□</td></tr> <tr><td>23) ユニット家具(購入価格が20万円以上)</td><td>□</td><td>30) 電気掃除機</td><td>□</td><td>37) 書斎・学習用(ライティングデスクを含む)</td><td>□</td></tr> <tr><td>24) 応接セット(3点セット以上)</td><td>□</td><td>31) 自動炊飯器(遠赤釜 IH型)</td><td>□</td><td>38) ステレオセット又はCD MDラジオカセット</td><td>□</td></tr> <tr><td>25) サイドボード・リビングボード</td><td>□</td><td>32) 電子レンジ(電子オープンレンジを含む)</td><td>□</td><td>39) ファクシミリ(コピー付を含む)</td><td>□</td></tr> <tr><td>26) 食堂セット(食卓と椅子のセット)</td><td>□</td><td>33) 食器洗い機</td><td>□</td><td>40) ゴルフ用具一式(ハーフセットを含む)</td><td>□</td></tr> <tr><td>27) ベッドソファベッド(作り付けを除く)</td><td>□</td><td>34) 空気清浄機</td><td>□</td><td>41) 携帯電話(PHSを含む)</td><td>□</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(裏面へ続く)</p> </div>	品 名	所有 総数	取得時期別 所 有 数			過去 1年以内	過去 1年以上 5年以内	過去 5年以上	1) 和だんす(作り付けを除く)	□	□	□	□	2) 洋服だんす(作り付けを除く)	□	□	□	□	3) 茶だんす・食器戸棚	□	□	□	□	4) システムキッチン	□	□	□	□	5) 給湯器(ガス瞬間湯沸器を除く)	□	□	□	□	6) 洗濯洗面化粧台	□	□	□	□	7) 温水洗浄便座	□	□	□	□	8) 冷蔵庫(300ℓ未満)	□	□	□	□	9) 冷蔵庫(300ℓ以上)	□	□	□	□	10) 洗濯機(縦型一体型ドラム式)	□	□	□	□	11) 洗濯機(その他)	□	□	□	□	12) IHクッキングヒーター	□	□	□	□	13) ルームエアコン	□	□	□	□	14) ピアノ	□	□	□	□	15) ビデオカメラ(デジタルを含む)	□	□	□	□	16) カメラ(デジタルカメラを含む)	□	□	□	□	17) 薄型テレビ(プラズマ液晶 液晶テレビを含む)	□	□	□	□	18) カラーテレビ(ブラウン管)	□	□	□	□	19) ビデオレコーダー(ビデオ レコーダーを含む)	□	□	□	□	(17)~(21)のうち 地上デジタルテレビ放送対応のもの	□	□	□	□	品 名	所有 総数	品 名	所有 総数	品 名	所有 総数	21) 整理だんす(作り付けを除く)	□	28) じゅうたん(購入価格が5万円以上)	□	35) 電動ミシン	□	22) 鏡 台(ドレッサー)	□	29) 電気マッサージチェア	□	36) 太陽熱温水器	□	23) ユニット家具(購入価格が20万円以上)	□	30) 電気掃除機	□	37) 書斎・学習用(ライティングデスクを含む)	□	24) 応接セット(3点セット以上)	□	31) 自動炊飯器(遠赤釜 IH型)	□	38) ステレオセット又はCD MDラジオカセット	□	25) サイドボード・リビングボード	□	32) 電子レンジ(電子オープンレンジを含む)	□	39) ファクシミリ(コピー付を含む)	□	26) 食堂セット(食卓と椅子のセット)	□	33) 食器洗い機	□	40) ゴルフ用具一式(ハーフセットを含む)	□	27) ベッドソファベッド(作り付けを除く)	□	34) 空気清浄機	□	41) 携帯電話(PHSを含む)	□	<div style="text-align: center;"> <p>平成16年全国消費実態調査 耐久財等調査票 平成16年10月末日現在</p> </div> <p style="font-size: small;">指定統計第97号 総務省統計局</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>この調査票の内容は、統計以外の目的、例えば課税などの資料には絶対使用しませんから、ありのままを記入してください。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>(記入のしかた) 数字で記入する欄は、□の枠内に1文字ずつ右の例のように記入してください。 記入には黒の鉛筆を使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。</p> <p style="text-align: center;">数字の記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9</p> <p style="font-size: x-small;">事業用のものは除いてください。また、家計用と事業用で共有している場合で、主として事業用に使用しているものは除いてください。中古で購入した場合やよそからもらった場合は、購入又はもらったときを取得時期とします。</p> <p style="text-align: center;">家具・電気製品等</p> <p>品目ごとに所有総数及び取得時期別所有数を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品 名</th> <th rowspan="2">所有 総数</th> <th colspan="3">取得時期別 所 有 数</th> </tr> <tr> <th>過去 1年以内</th> <th>過去 1年以上 5年以内</th> <th>過去 5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1) 和だんす(作り付けを除く)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>2) 洋服だんす(作り付けを除く)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>3) 茶だんす・食器戸棚</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>4) システムキッチン</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>5) 給湯器(ガス瞬間湯沸器を除く)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>6) 洗濯洗面化粧台</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>7) 温水洗浄便座</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>8) 冷蔵庫(300ℓ未満)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>9) 冷蔵庫(300ℓ以上)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>10) 洗濯機</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>11) ルームエアコン</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>12) ピアノ</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>13) DVDレコーダー</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>14) ビデオテープレコーダー</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>15) プラズマテレビ</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>16) 液晶テレビ</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>17) カラーテレビ(29インチ以上)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>18) カラーテレビ(29インチ未満)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>19) ビデオカメラ(デジタルを含む)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>20) カメラ(デジタルカメラを含む)</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>21) パソコン</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>22) 整理だんす(作り付けを除く)</td><td>□</td><td>29) ベッドソファベッド(作り付けを除く)</td><td>□</td><td>36) 電気こたつ</td><td>□</td></tr> <tr><td>23) 鏡 台(ドレッサー)</td><td>□</td><td>30) じゅうたん(5万円以上のもの)</td><td>□</td><td>37) 太陽熱温水器</td><td>□</td></tr> <tr><td>24) ユニット家具(購入価格が20万円以上)</td><td>□</td><td>31) 電気掃除機</td><td>□</td><td>38) 書斎・学習用(ライティングデスクを含む)</td><td>□</td></tr> <tr><td>25) 応接セット(3点セット以上)</td><td>□</td><td>32) 自動炊飯器(遠赤釜 IH型)</td><td>□</td><td>39) ステレオセット又はCD MDラジオカセット</td><td>□</td></tr> <tr><td>26) サイドボード・リビングボード</td><td>□</td><td>33) 電子レンジ(電子オープンレンジを含む)</td><td>□</td><td>40) ファクシミリ(コピー付を含む)</td><td>□</td></tr> <tr><td>27) 食堂セット(食卓と椅子のセット)</td><td>□</td><td>34) 食器洗い機</td><td>□</td><td>41) ゴルフ用具一式(ハーフセットを含む)</td><td>□</td></tr> <tr><td>28) 電動ミシン</td><td>□</td><td>35) 電動ミシン</td><td>□</td><td>42) 携帯電話(PHSを含む)</td><td>□</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(裏面へ続く)</p> </div>	品 名	所有 総数	取得時期別 所 有 数			過去 1年以内	過去 1年以上 5年以内	過去 5年以上	1) 和だんす(作り付けを除く)	□	□	□	□	2) 洋服だんす(作り付けを除く)	□	□	□	□	3) 茶だんす・食器戸棚	□	□	□	□	4) システムキッチン	□	□	□	□	5) 給湯器(ガス瞬間湯沸器を除く)	□	□	□	□	6) 洗濯洗面化粧台	□	□	□	□	7) 温水洗浄便座	□	□	□	□	8) 冷蔵庫(300ℓ未満)	□	□	□	□	9) 冷蔵庫(300ℓ以上)	□	□	□	□	10) 洗濯機	□	□	□	□	11) ルームエアコン	□	□	□	□	12) ピアノ	□	□	□	□	13) DVDレコーダー	□	□	□	□	14) ビデオテープレコーダー	□	□	□	□	15) プラズマテレビ	□	□	□	□	16) 液晶テレビ	□	□	□	□	17) カラーテレビ(29インチ以上)	□	□	□	□	18) カラーテレビ(29インチ未満)	□	□	□	□	19) ビデオカメラ(デジタルを含む)	□	□	□	□	20) カメラ(デジタルカメラを含む)	□	□	□	□	21) パソコン	□	□	□	□	22) 整理だんす(作り付けを除く)	□	29) ベッドソファベッド(作り付けを除く)	□	36) 電気こたつ	□	23) 鏡 台(ドレッサー)	□	30) じゅうたん(5万円以上のもの)	□	37) 太陽熱温水器	□	24) ユニット家具(購入価格が20万円以上)	□	31) 電気掃除機	□	38) 書斎・学習用(ライティングデスクを含む)	□	25) 応接セット(3点セット以上)	□	32) 自動炊飯器(遠赤釜 IH型)	□	39) ステレオセット又はCD MDラジオカセット	□	26) サイドボード・リビングボード	□	33) 電子レンジ(電子オープンレンジを含む)	□	40) ファクシミリ(コピー付を含む)	□	27) 食堂セット(食卓と椅子のセット)	□	34) 食器洗い機	□	41) ゴルフ用具一式(ハーフセットを含む)	□	28) 電動ミシン	□	35) 電動ミシン	□	42) 携帯電話(PHSを含む)	□	<p>資産価値及び世帯への普及動向を勘察し、固定品目の一部を改廃</p> <p>同一世帯内で調査票が複数枚となる場合の識別用に追加</p> <p>分割</p> <p>統合</p> <p>ブルーレイ等の次世代レコーダーの普及が見込まれるため表現を変更</p> <p>地上デジタルテレビ放送対応機器の普及率を調査するために追加</p> <p>新規調査品目</p> <p>廃止</p>
品 名			所有 総数	取得時期別 所 有 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	過去 1年以内	過去 1年以上 5年以内		過去 5年以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1) 和だんす(作り付けを除く)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2) 洋服だんす(作り付けを除く)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3) 茶だんす・食器戸棚	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4) システムキッチン	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5) 給湯器(ガス瞬間湯沸器を除く)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6) 洗濯洗面化粧台	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7) 温水洗浄便座	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8) 冷蔵庫(300ℓ未満)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9) 冷蔵庫(300ℓ以上)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10) 洗濯機(縦型一体型ドラム式)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11) 洗濯機(その他)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12) IHクッキングヒーター	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13) ルームエアコン	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14) ピアノ	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
15) ビデオカメラ(デジタルを含む)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16) カメラ(デジタルカメラを含む)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17) 薄型テレビ(プラズマ液晶 液晶テレビを含む)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
18) カラーテレビ(ブラウン管)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
19) ビデオレコーダー(ビデオ レコーダーを含む)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(17)~(21)のうち 地上デジタルテレビ放送対応のもの	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
品 名	所有 総数	品 名	所有 総数	品 名	所有 総数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21) 整理だんす(作り付けを除く)	□	28) じゅうたん(購入価格が5万円以上)	□	35) 電動ミシン	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22) 鏡 台(ドレッサー)	□	29) 電気マッサージチェア	□	36) 太陽熱温水器	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23) ユニット家具(購入価格が20万円以上)	□	30) 電気掃除機	□	37) 書斎・学習用(ライティングデスクを含む)	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24) 応接セット(3点セット以上)	□	31) 自動炊飯器(遠赤釜 IH型)	□	38) ステレオセット又はCD MDラジオカセット	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25) サイドボード・リビングボード	□	32) 電子レンジ(電子オープンレンジを含む)	□	39) ファクシミリ(コピー付を含む)	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26) 食堂セット(食卓と椅子のセット)	□	33) 食器洗い機	□	40) ゴルフ用具一式(ハーフセットを含む)	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27) ベッドソファベッド(作り付けを除く)	□	34) 空気清浄機	□	41) 携帯電話(PHSを含む)	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
品 名	所有 総数	取得時期別 所 有 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		過去 1年以内	過去 1年以上 5年以内	過去 5年以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1) 和だんす(作り付けを除く)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2) 洋服だんす(作り付けを除く)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
3) 茶だんす・食器戸棚	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4) システムキッチン	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5) 給湯器(ガス瞬間湯沸器を除く)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6) 洗濯洗面化粧台	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7) 温水洗浄便座	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8) 冷蔵庫(300ℓ未満)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9) 冷蔵庫(300ℓ以上)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10) 洗濯機	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
11) ルームエアコン	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
12) ピアノ	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13) DVDレコーダー	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14) ビデオテープレコーダー	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
15) プラズマテレビ	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
16) 液晶テレビ	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17) カラーテレビ(29インチ以上)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
18) カラーテレビ(29インチ未満)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
19) ビデオカメラ(デジタルを含む)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20) カメラ(デジタルカメラを含む)	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
21) パソコン	□	□	□	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
22) 整理だんす(作り付けを除く)	□	29) ベッドソファベッド(作り付けを除く)	□	36) 電気こたつ	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23) 鏡 台(ドレッサー)	□	30) じゅうたん(5万円以上のもの)	□	37) 太陽熱温水器	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24) ユニット家具(購入価格が20万円以上)	□	31) 電気掃除機	□	38) 書斎・学習用(ライティングデスクを含む)	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25) 応接セット(3点セット以上)	□	32) 自動炊飯器(遠赤釜 IH型)	□	39) ステレオセット又はCD MDラジオカセット	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26) サイドボード・リビングボード	□	33) 電子レンジ(電子オープンレンジを含む)	□	40) ファクシミリ(コピー付を含む)	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27) 食堂セット(食卓と椅子のセット)	□	34) 食器洗い機	□	41) ゴルフ用具一式(ハーフセットを含む)	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28) 電動ミシン	□	35) 電動ミシン	□	42) 携帯電話(PHSを含む)	□																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

別表2 耐久財等調査票

平成21年

平成16年

変更理由

昭和を昭和63年以前に変更し、それを選択した場合は、年次の記入を不要とするように変更

自動車の排気量区分を動力・排気量に変更し、選択肢にハイブリッド車・電気自動車を追加

4

(記入のしかた)
記入する欄が○の場合は、右の例のようにぬりつぶしてください。
数字で記入する欄は、□の枠内に1文字ずつ記入してください。

○の記入例 ○⇒●

自動車、自動二輪車及び原動機付自転車
所有している自動車、自動二輪車及び原動機付自転車について、国産・輸入の別、取得時期、初度登録年、動力・排気量を記入してください。

国産・輸入の別	取得時期	初度登録年(年式)	動力・排気量					ハイブリッド車・電気自動車
			ガソリン車・ディーゼル車	660cc以下	661-1000cc	1001-1500cc	1501-2000cc	
○ 国産車	○ 昭和63年以前	○ 昭和63年以前	○	○	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和63年以前	○ 昭和63年以前	○	○	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和63年以前	○ 昭和63年以前	○	○	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和63年以前	○ 昭和63年以前	○	○	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和63年以前	○ 昭和63年以前	○	○	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和63年以前	○ 昭和63年以前	○	○	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和63年以前	○ 昭和63年以前	○	○	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○	○	○

昭和63年以前年式は、平成1年と記入してください

4

(記入のしかた)
記入する欄が○の場合は、右の例のようにぬりつぶしてください。
数字で記入する欄は、□の枠内に1文字ずつ記入してください。

○の記入例 ○⇒●

自動車、自動二輪車及び原動機付自転車
所有している自動車、自動二輪車及び原動機付自転車について、国産・輸入の別、取得時期、初度登録年、排気量を記入してください。

国産・輸入の別	取得時期	初度登録年(年式)	排気量			
			660cc以下	661-1000cc	1001-1500cc	1501-2000cc
○ 国産車	○ 昭和□.□年	○ 昭和□.□年	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和□.□年	○ 昭和□.□年	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和□.□年	○ 昭和□.□年	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和□.□年	○ 昭和□.□年	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和□.□年	○ 昭和□.□年	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和□.□年	○ 昭和□.□年	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和□.□年	○ 昭和□.□年	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○
○ 国産車	○ 昭和□.□年	○ 昭和□.□年	○	○	○	○
○ 輸入車	○ 平成□.□年	○ 平成□.□年	○	○	○	○

その他の耐久消費財等
で記入した品目以外に所有している耐久消費財(購入価格が10万円以上のもの)がある場合は、品名、所有総数、取得時期別所有数及び購入価格を記入してください。
衣類や宝石・貴金属、書画、骨とう品は記入しないでください。

品名	所有総数	取得時期別所有数 過去1年以内 過去1年以上5年以内 過去5年以上	購入価格 (同一品目を複数所有している場合は、総購入価格を記入してください。)	総務省統計局 記入欄
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○

で、記入欄の数を超過する耐久消費財等を所有している場合は、必要とする枚数の調査票をもらって記入してください。

ゴルフ会員権等
ゴルフ会員権(時価)、ゴルフ会員権以外のスポーツ・レジャークラブ会員権(購入価格)及びリゾートクラブ会員権(購入価格)が5万円以上のものを所有している場合は、所有数及び金額を記入してください。

品名	所有数	金額 (複数所有している場合は、総額を記入してください。)
ゴルフ会員権	○	○ (時 価) ○ ○ ○ ○ ○ 万円
ゴルフ会員権以外のスポーツ・レジャークラブ会員権	○	○ (購入価格) ○ ○ ○ ○ ○ 万円
リゾートクラブ会員権	○	○ (購入価格) ○ ○ ○ ○ ○ 万円

その他の耐久消費財等
で記入した品目以外に所有している耐久消費財(購入価格が10万円以上のもの)がある場合は、品名、所有総数、取得時期別所有数及び購入価格を記入してください。
衣類や宝石・貴金属、書画、骨とう品は記入しないでください。

品名	所有総数	取得時期別所有数 過去1年以内 過去1年以上5年以内 過去5年以上	購入価格 (同一品目を複数所有している場合は、総購入価格を記入してください。)	総務省統計局 記入欄
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○

で、記入欄の数を超過する耐久消費財等を所有している場合は、必要とする枚数の調査票をもらって記入してください。

ゴルフ会員権等
ゴルフ会員権(時価)、ゴルフ会員権以外のスポーツ・レジャークラブ会員権(購入価格)及びリゾートクラブ会員権(購入価格)が5万円以上のものを所有している場合に、所有数及び金額を記入してください。

品名	所有数	金額 (複数所有している場合は、総額を記入してください。)
ゴルフ会員権	○	○ (時 価) ○ ○ ○ ○ ○ 万円
ゴルフ会員権以外のスポーツ・レジャークラブ会員権	○	○ (購入価格) ○ ○ ○ ○ ○ 万円
リゾートクラブ会員権	○	○ (購入価格) ○ ○ ○ ○ ○ 万円

別表3 年収・貯蓄等調査票

平成21年	平成16年	変更理由																																																																																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">6</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 貯蓄現在高について</p> <p>あなたの世帯では、平成 年11月末日現在で貯蓄はいくらありますか。 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。 ここでいう貯蓄には、家計用だけでなく個人営業のための分も含めます。 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; vertical-align: top;">(1)</td> <td style="width:40%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命 保険管理機構(旧日 本郵政公社) </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 定期預金・定期積金 定額・定期・積立貯金 </td> <td style="width:10%; text-align: right;">(億)千 百 十 一万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 普通預金 その他の預貯金 </td> <td></td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 定期預金・定期積金 普通・当座預金 その他の預貯金 </td> <td style="text-align: right;">.....万円万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(3)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) (掛け捨ての保険は含めません) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(4)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 貸付信託 金銭信託(額面) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(5)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 株式・株式投資信託(時価) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(6)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 債券(額面) 公社債投資信託(時価) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(7)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> その他(社内預金など) (名称を具体的に記入してください) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(8)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 合 計 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(9)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(10)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記(8)のうち外貨預金・外債 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">記入が済みましたら、もう一度内容を確認して、別にお配りした封筒に入れ、密封して、調査員にお渡してください。ご協力ありがとうございました。</p> </div> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">6</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 貯蓄現在高について</p> <p>あなたの世帯では、平成16年11月末日現在で貯蓄はいくらありますか。 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。 ここでいう貯蓄には、家計用だけでなく個人営業のための分も含めます。 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; vertical-align: top;">(1)</td> <td style="width:40%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 郵便局 </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 定額・定期・積立貯金 通 常 貯 金 </td> <td style="width:10%; text-align: right;">(億)千 百 十 一万円万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 定期預金・定期積金 普通・当座預金 その他の預金 </td> <td style="text-align: right;">.....万円万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(3)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) (掛け捨ての保険は含めません) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(4)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 貸付信託 金銭信託(額面) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(5)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 株式・株式投資信託(時価) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(6)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 債券(額面) 公社債投資信託(時価) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(7)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> その他(社内預金など) (名称を具体的に記入してください) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(8)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 合 計 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(9)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(10)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記(8)のうち外貨預金・外債 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">記入が済みましたら、もう一度内容を確認して、別にお配りした封筒に入れ、密封の上、調査員にお渡してください。ご協力ありがとうございました。</p> </div> <td style="vertical-align: top;"> <p>郵政民営化に伴う名称変更</p> <p>郵政民営化に伴う名称変更</p> </td> </td>	(1)	ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命 保険管理機構(旧日 本郵政公社)	定期預金・定期積金 定額・定期・積立貯金	(億)千 百 十 一万円		普通預金 その他の預貯金	万円	(2)	銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関	定期預金・定期積金 普通・当座預金 その他の預貯金万円万円	(3)	生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) (掛け捨ての保険は含めません)	万円	(4)	貸付信託 金銭信託(額面)	万円	(5)	株式・株式投資信託(時価)	万円	(6)	債券(額面) 公社債投資信託(時価)	万円	(7)	その他(社内預金など) (名称を具体的に記入してください)	万円	(8)	合 計	万円	(9)	上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄	万円	(10)	上記(8)のうち外貨預金・外債	万円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">6</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 貯蓄現在高について</p> <p>あなたの世帯では、平成16年11月末日現在で貯蓄はいくらありますか。 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。 ここでいう貯蓄には、家計用だけでなく個人営業のための分も含めます。 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; vertical-align: top;">(1)</td> <td style="width:40%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 郵便局 </td> <td style="width:10%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 定額・定期・積立貯金 通 常 貯 金 </td> <td style="width:10%; text-align: right;">(億)千 百 十 一万円万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 定期預金・定期積金 普通・当座預金 その他の預金 </td> <td style="text-align: right;">.....万円万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(3)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) (掛け捨ての保険は含めません) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(4)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 貸付信託 金銭信託(額面) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(5)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 株式・株式投資信託(時価) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(6)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 債券(額面) 公社債投資信託(時価) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(7)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> その他(社内預金など) (名称を具体的に記入してください) </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(8)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 合 計 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(9)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(10)</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 上記(8)のうち外貨預金・外債 </td> <td style="text-align: right;">.....万円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">記入が済みましたら、もう一度内容を確認して、別にお配りした封筒に入れ、密封の上、調査員にお渡してください。ご協力ありがとうございました。</p> </div> <td style="vertical-align: top;"> <p>郵政民営化に伴う名称変更</p> <p>郵政民営化に伴う名称変更</p> </td>	(1)	郵便局	定額・定期・積立貯金 通 常 貯 金	(億)千 百 十 一万円万円	(2)	銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関	定期預金・定期積金 普通・当座預金 その他の預金万円万円	(3)	生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) (掛け捨ての保険は含めません)	万円	(4)	貸付信託 金銭信託(額面)	万円	(5)	株式・株式投資信託(時価)	万円	(6)	債券(額面) 公社債投資信託(時価)	万円	(7)	その他(社内預金など) (名称を具体的に記入してください)	万円	(8)	合 計	万円	(9)	上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄	万円	(10)	上記(8)のうち外貨預金・外債	万円	<p>郵政民営化に伴う名称変更</p> <p>郵政民営化に伴う名称変更</p>
(1)	ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命 保険管理機構(旧日 本郵政公社)	定期預金・定期積金 定額・定期・積立貯金	(億)千 百 十 一万円																																																																																			
	普通預金 その他の預貯金	万円																																																																																			
(2)	銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関	定期預金・定期積金 普通・当座預金 その他の預貯金万円万円																																																																																			
(3)	生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) (掛け捨ての保険は含めません)	万円																																																																																			
(4)	貸付信託 金銭信託(額面)	万円																																																																																			
(5)	株式・株式投資信託(時価)	万円																																																																																			
(6)	債券(額面) 公社債投資信託(時価)	万円																																																																																			
(7)	その他(社内預金など) (名称を具体的に記入してください)	万円																																																																																			
(8)	合 計	万円																																																																																			
(9)	上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄	万円																																																																																			
(10)	上記(8)のうち外貨預金・外債	万円																																																																																			
(1)	郵便局	定額・定期・積立貯金 通 常 貯 金	(億)千 百 十 一万円万円																																																																																			
(2)	銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関	定期預金・定期積金 普通・当座預金 その他の預金万円万円																																																																																			
(3)	生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) (掛け捨ての保険は含めません)	万円																																																																																			
(4)	貸付信託 金銭信託(額面)	万円																																																																																			
(5)	株式・株式投資信託(時価)	万円																																																																																			
(6)	債券(額面) 公社債投資信託(時価)	万円																																																																																			
(7)	その他(社内預金など) (名称を具体的に記入してください)	万円																																																																																			
(8)	合 計	万円																																																																																			
(9)	上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄	万円																																																																																			
(10)	上記(8)のうち外貨預金・外債	万円																																																																																			

